

Weekly コラム

令和3年3月16日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

電子国家エストニア

日本ではあまり馴染みのないエストニア。実は政府主導で国家のIT化が進められており世界でも有数の電子国家です。エストニアでは2002年からID情報を読み込むための電子カードが発行されています。現在では国民の99%が保有し、あらゆる民間・行政サービスを受けることができます。デジタル化されていないのは、結婚、離婚、不動産売却の3つだけです。

情報を電子化したことで生まれた大きなメリットはワンス・オンリーの原則です。これは、一度提出した情報は二度以上聞かれない、というものです。役所で証明書などを出すときに何度も氏名や住所など個人情報を出す必要がありません。例えば住所変更などもIDカードさえあれば自宅にいながらオンライン上でできます。病院で診察を受ける際にも、新しい病院で問診票を記入する必要はありません。患者さんの基本情報は常にオンライン上で共有されています。病院はデータベースから必要な情報を得ます。

他にも税務処理や会社設立から保育園などの申し込みまで、挙げればきりがありませんが日本では少し面倒な手続きもすべてオンライン上で完了できます。

利便性の他にもエストニアではIDカードを持つことによってお得な制度も多く展開しています。公共交通機関の利用料が無料になったり割引が受けられる地域もあります。スーパーなどではポイントカードの役割も果たします。

レストランなどで割引を受けられるお店もあるようです。

カード1枚に情報が集約されることで情報漏洩などの怖さもありますが、エストニアでは徹底した法整備と政府が情報を開示し透明性を高めることで、国民の信頼を獲得したことが、電子カードを普及させる基盤になりました。

エストニア政府によるとそれでも最初の5年間は、サービスは広まらなかったようです。日本は2016年にマイナンバーカード制度が開始して2020年で5年目です。マイナンバーカードの普及率は10/1時点で20.5%。国の規模や歴史的背景などが違いますので、同じようにはできないかもしれません。しかしながら、マイナンバー制度が生活にねざした制度として活用されるように、エストニアに学ぶことは多いのではないのでしょうか。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。